

博士學位論文要旨

論文題目： 戦後日本の福祉レジームの分析―「共同体化」の制度論―

氏名： 今里 佳奈子

要旨：

近年、西欧先進資本主義諸国においては、グローバリゼーションや「家族」の変容など社会経済の大きな変化を受け、福祉国家の再編が進行中である。わが国も例外ではなく、これまで人々の生活を成り立たせ、社会の安定に寄与してきた従前の福祉レジームが十分に対応できずにおり、その再編が課題となっている。本稿は、わが国の福祉レジーム再編の方向性について考察するために、従前の「日本型福祉レジーム」の特徴をまずはあきらかにしようというものである。具体的には、わが国福祉レジームの特徴が、「家族自己責任の原理」を「共同体化」という手法によって補完的に緩和するところにあったということをあきらかにし、その「日本的形態」を具体的に詳述する。

このうち第1章では福祉国家の歴史を改めてたどることにより、福祉レジームを分析する枠組みを示した。すなわち、福祉レジームを分析するためには、「生計費獲得」と「ケア」の二つの面で、「家族自己責任の原理」がどのように（「補完的緩和」か「代替的緩和」か。「個人化」か「共同体化」か）、どの程度、緩和されるかという分析軸が有効であることを示した。その上で、第2章では戦後日本の福祉レジームにおいては、「家族自己責任の原理」の「代替的緩和」が「生計費獲得」についても「ケア」についても極めて控えめにしか行われず、一方で、「家族自己責任」を前提にしつつ、これを補完的に緩和する様々な仕組みが家族の生存・生活の維持を可能にしてきたことを、雇用者家族と自営業者家族について明らかにした。また、第3章においては、わが国福祉レジームの第2の特徴である「共同体化」について、「家族の共同体化」、「企業の共同体化」「市場における共同体化」「地域における共同体化」という4つの局面から論じた。そして、第4章では、第1章で示した分析枠組、第2章と第3章で行った分析の有用性を改めて検証・確認するとともに、「共同体化」を「制度」と捉え、「新制度論」の知見を利用しながら、「戦後日本の福祉レジーム」を「制度論」的アプローチにより解釈した。以下、各章の内容を要約する。

第1章 福祉レジーム分析の枠組

資本主義の下で、「近代家族」には自助原則が適用され、その再生産に必要なもの（生計費とケア）を自己責任することが強く求められる（「家族自己責任の原理」）。一方、「近代家族」は脆弱であり、「家族自己責任の原理」を徹底することは不可能であるため、「家族自己責任の原理」は、「生計費獲得」と「ケア」の両面で緩和される。福祉レジームは、「家族自己責任の原理」を「生計費獲得」と「ケア」に関して緩和することにより人々の生活を成り立たせる仕組みである。

福祉レジームの分析に当たっては、まず第1に、「家族自己責任の原理」の「補完的緩和」と「代替的緩和」を区別する視点が重要である。「補完的緩和」は、家族の自助的営みを補完することにより家族の「自己責任」の遂行を可能にしようというものであり、一方、「代替的緩和」は、家族の「自己責任」を求める範囲を縮小し、他の部門がそれを代替するものである。

第2に、「家族自己責任の原理」を緩和する手法としての「個人化」と「共同体化」という区別が重要である。本稿において、「個人化」と「共同体化」の区別は、「家族自己責任の原理」を緩和される側の「家族の個人化と共同体化」、「家族自己責任の原理」を緩和する側の「個人化と共同体化」という二つの意味で使われる。このうち前者は、「家族自己責任の原理」の緩和が、「個人」を基準に行われるのか、「共同体としての家族」を基準に行われるのかによる区別である。後者は、国家が直接個人（家族）に対して「自己責任の原理」を緩和していくのか、国家以外の部門において

中間集団が共同体的機能を代替して「自己責任の原理」を緩和していくのかという区別である。「共同体化」の態様は多様でありうる。

第2章 「家族自己責任の原理」の「補完的緩和」による生活保障

第2章では、わが国において、「家族自己責任の原理」の「代替的」緩和が極めて控えめであったことを、社会保障の規模、生活保護制度の運用、家族手当（児童手当）の展開、高齢者ケアの四つの例を挙げ、説明した上で（第1節）、現実の家族がどのように生活を成り立たせていたのかを大企業雇用者家族、中小企業雇用者家族、自営業者家族（農家）のそれぞれについて見ることに、わが国においては、生計費獲得についてもケアについても「自己責任」を前提にしつつ、様々な形でこれを補完的に緩和する仕組みが存在していることを明らかにした（第2節）。

第3章 「共同体化」による生活保障

第3章では、「補完的緩和」を中心とした「家族自己責任の原理」の緩和が、家族、企業、市場、地域における「共同体化」を通じて行われていったことを具体的に詳述した。

第1節（家族の「共同体化」）においては、わが国福祉レジームが、「近代小家族」に「自己責任」を厳しく求め、その上で、部分的に、「近代小家族」を基準に「家族自己責任の原理」を緩和するものであったこと、加えて、その「共同体化」が「近代小家族」の範囲を超えて外延を広げていくところに特徴があったことを示した。

第2節（企業の「共同体化」）においては、「家族の共同体化」を通じた家族の生活自立を可能にした企業の「共同体化」について詳述した。企業の「共同体化」は、企業を「生活共同体化」、「運命共同体化」し、それを維持する様々な仕組みにみることができる。

第3節（市場における「共同体化」）においては、「企業の共同体化」を可能にする条件を導いた市場における疑似集団の形成＝「共同体化」について詳述した。わが国においては、株式相互持合や系列融資などを通じて強い結びつきをもつ大企業の集団（「企業集団」）、大企業を頂点に長期継続的な取引を通じて形成される非対称的な企業間関係（「系列」）、産業ごとに形成される政策ネットワークが、市場の原理と組織の原理が交錯するグレイゾーン＝「組織された市場」を広範に形成してきた。第3節では、それぞれの共同体的な性格について詳述するとともに、これらの「共同体化」が相互補完的に作用することによって、「企業の共同体化」を可能にしたことを示した。

第4節では、企業による「家族自己責任の原理」の補完的緩和が行われなかったところで行われた「地域における共同体化」について詳述した。当初、「地域における共同体化」は、農村における農家の「生計費獲得」に関する「家族自己責任の原理」を補完的に緩和するものとして、後には農村と都市の両方で、生活領域（再生産的機能）に関して「家族自己責任の原理」を補完的に緩和するものとしてすすめられていった。第4節ではこのようなものとして、農業政策において繰り返し行われた集落を対象とした「共同体化」と都市における「町内会・部落会」を取りあげた。

第4章 終章—「共同体化」の制度論

第4章では、1章で示した分析枠組、第2章と第3章で行った分析の有用性を改めて検証・確認するとともに、「共同体化」を「制度」と捉え、「新制度論」の知見を利用しながら、「戦後日本の福祉レジーム」を「制度論」的アプローチにより解釈した。ここでは、「共同体化」の「制度」が3つのレベルで存在するという解釈を示すとともに（①様々な部門で確認することのできた個々の制度、政策、慣行、②レジームとしての「共同体化」、③世界観としての「共同体化」）、①が戦前の諸制度と連続性を持ちつつ「新しい制度」（②）として再構成されたのは、③世界観としての「共同体化」が戦前から継続してきたことによるのではないかという仮説を示した。また、戦前から戦後の「制度変化」と「従前の福祉レジーム」から現在・未来に至る漸進的な「制度変化」についても触れた。